

第10号議案

名古屋市景観計画の変更について

- 名古屋城眺望景観保全
- 四間道都市景観形成地区

名古屋市景観計画の概要

1 概要

- 景観計画は、景観法に基づき景観行政を担う自治体が定める
- 本市では、平成16年の景観法の施行を受け、平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定。市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めている
- 景観計画区域内で一定の建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となる
- 景観計画で定められた屋外広告物の行為の制限に関する事項は、屋外広告物条例に基づく許可の基準となる

2 本市における届出対象

区 分	内 容
大規模建築物	以下のいずれかに該当する建築物 ● 高さが31mを超える建築物 ● 延べ面積が10,000㎡(集客施設は3,000㎡)を超える建築物
大規模工作物	以下のいずれかに該当する工作物 ● 地上からの高さが31mを超える工作物 ● 敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える工作物 ● 地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道 ● 幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋上りよう等
都市景観形成地区内の建築物・工作物	すべての建築物・工作物(仮設のもの等を除く)

景観計画の変更箇所

区 分	名古屋城 眺望景観保全	四間道 都市景観形成地区指定
第1章 景観計画の区域	—	○
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	○	○
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	○	○
第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	—	—
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	○	○

名古屋城眺望景観保全について

(1) 背景と目的

- 名古屋城は、名古屋の歴史と文化の中心的存在かつシンボルであり、本丸御殿の復元などによりその価値がますます高まる一方、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設等により、名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増している。
- そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加する。



(2) 検討経緯

時 期	内 容
平成27年10月	名古屋市広告・景観審議会より「名古屋城眺望景観保全のあり方について」の答申
平成27・28年度	測量調査、関係者調整など
平成30年 3月	名古屋市広告・景観審議会より「名古屋城眺望景観保全にかかる名古屋市景観計画の変更等について」の答申
平成30年 4月	都市消防委員会において所管事務調査実施
平成30年 5月～6月	パブリックコメントの実施
平成30年 7月	名古屋市広告・景観審議会に諮問・答申

(1) 名古屋城眺望景観保全の方針

(ア) 眺望景観の分類

区 分	内 容
パノラマ景観	天守閣展望室から、市街地全体とその周辺を含んで見える眺望景観
背景景観	名古屋城を視対象として、その背景を含めた眺望景観
見通し景観	名古屋城を視対象として見た時の前景及び両側の眺望景観

(イ) 眺望点の選定条件

3つの眺望景観において想定される眺望点の中から、公共性、眺望保全の具体性、継続性といった視点のほか、市民にとって親しみがあること、名古屋城の歴史を体感・体験できることなどの視点により選定

(ウ) 選定した眺望点と選定理由

区 分	眺望点の名称	選定の理由
パノラマ景観	①天守閣展望室	市街地をはじめ遠景には伊吹山や御嶽山などの山々を望む名古屋を代表する眺望点
背景景観	②本丸	多くの名古屋城見学者が訪れ、記念写真の撮影ポイントとなっており、名古屋城の歴史を体感・体験できる眺望点
	③西之丸	
	④東南隅櫓	本丸御殿を前景に天守を眺望する、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑤御深井大堀	豊かな水をたたえる堀を前景にした美しい眺望であり、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑥筋違橋	
	⑦鵜の首堀	
見通し景観	⑧テレビ塔 スカイデッキ	市民から親しまれているランドマークであり、一般開放された知名度の高い眺望点

(I) 眺望点の位置

① 天守閣展望室(北側)



⑤ 御深井大堀



⑥ 筋違橋



⑦ 鵜の首堀



③ 西之丸



⑤ 御深井大堀

② 本丸

④ 東南隅櫓

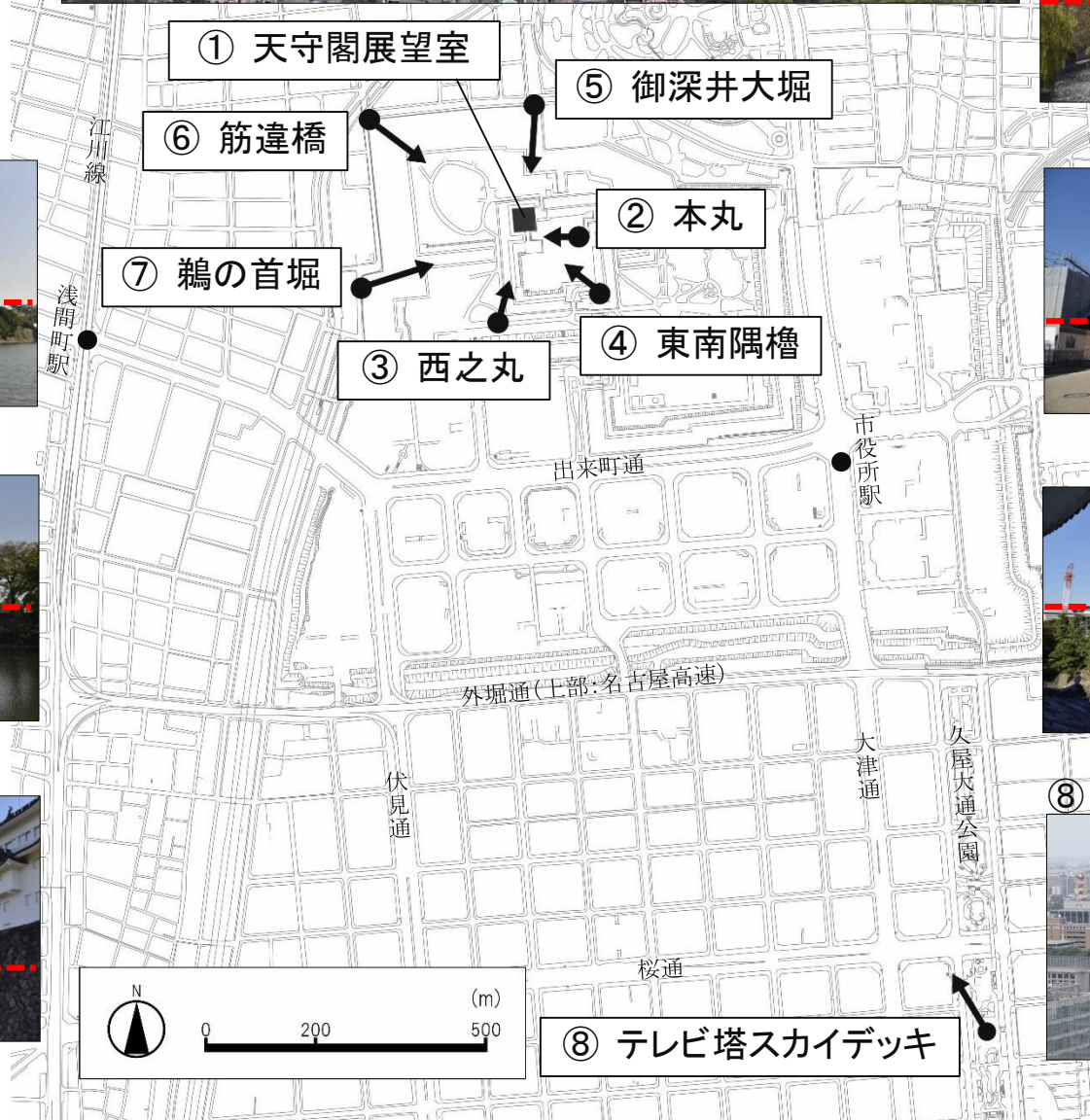
② 本丸



④ 東南隅櫓



⑧ テレビ塔スカイデッキ



イ 眺望景観の保全方針

区 分	内 容
パノラマ景観	● 天守閣展望室から望む空間的広がりや景観的まとまり、遠景における山並みが阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さ、形態意匠に関する制限を設ける。 ● 制限範囲は、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね1kmまでとする。
背景景観	● 名古屋城の背景に建築物等が視認されることで歴史的な眺望景観が阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さに関する制限を設ける。 ● 制限範囲は、眺望点から1kmを基本とするが、名古屋城を代表する写真撮影ポイントについては、眺望点から1.5kmまでとする。

イ 眺望景観の保全方針

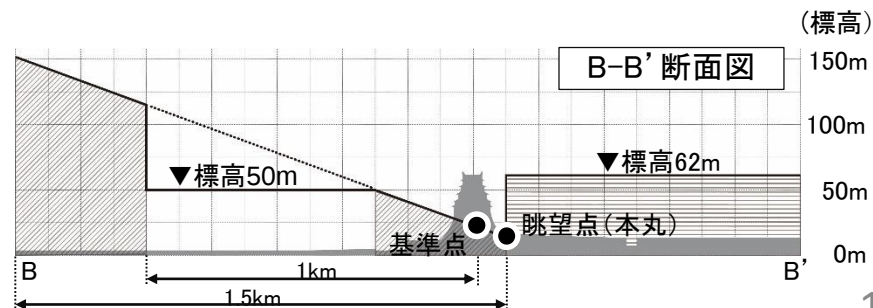
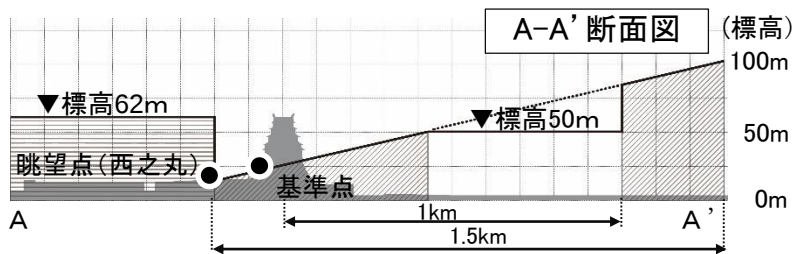
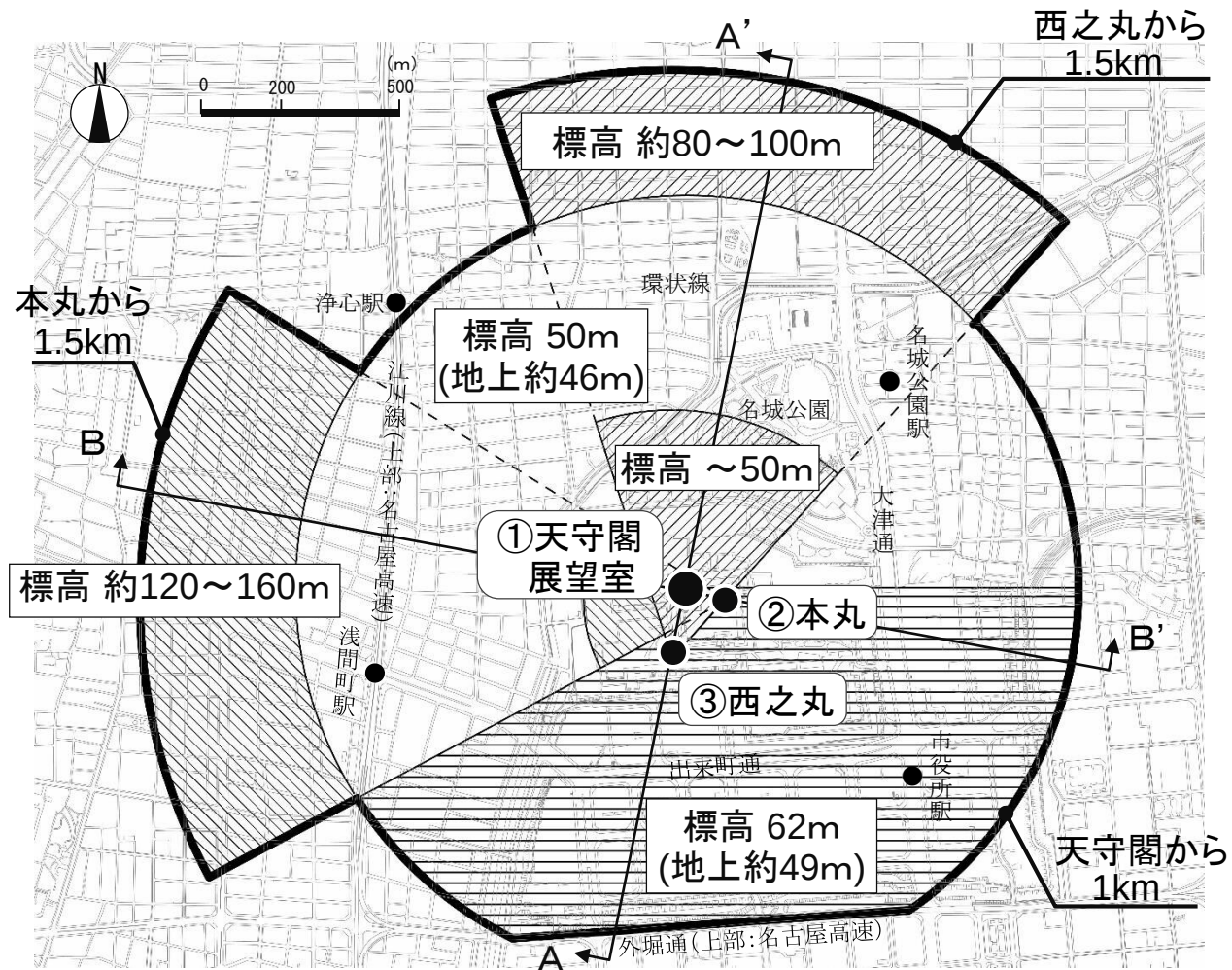
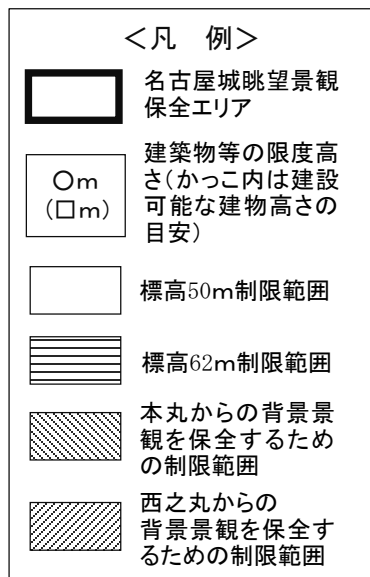
区 分	内 容
見通し景観	テレビ塔スカイデッキから名古屋城への視認性を確保するため、見通し景観の重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、建築等の計画の早い段階から協議を働きかけ、地権者の理解を得ながら眺望確保に努め、都心部においては、名古屋城の眺望景観を含めた新たな眺望の魅力創出に取り組む。

ウ 名古屋城眺望景観保全エリアの設定

眺望景観の保全方針を踏まえ、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」を設定する。

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

ア 高さに関する制限



イ 形態意匠に関する制限

区 分	内 容
基本事項	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物は、各眺望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。
外 観	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の外観の色彩は、彩度を、赤系又は橙系については6以下、黄系については4以下、それ以外については2以下とする。
附属施設	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度が変化するもの、表示に動きのあるもの、夜景を阻害する高輝度のものを設置しない。

(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限

ア 制限の対象範囲・規模

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における広告物で、広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10m²を超えるもの

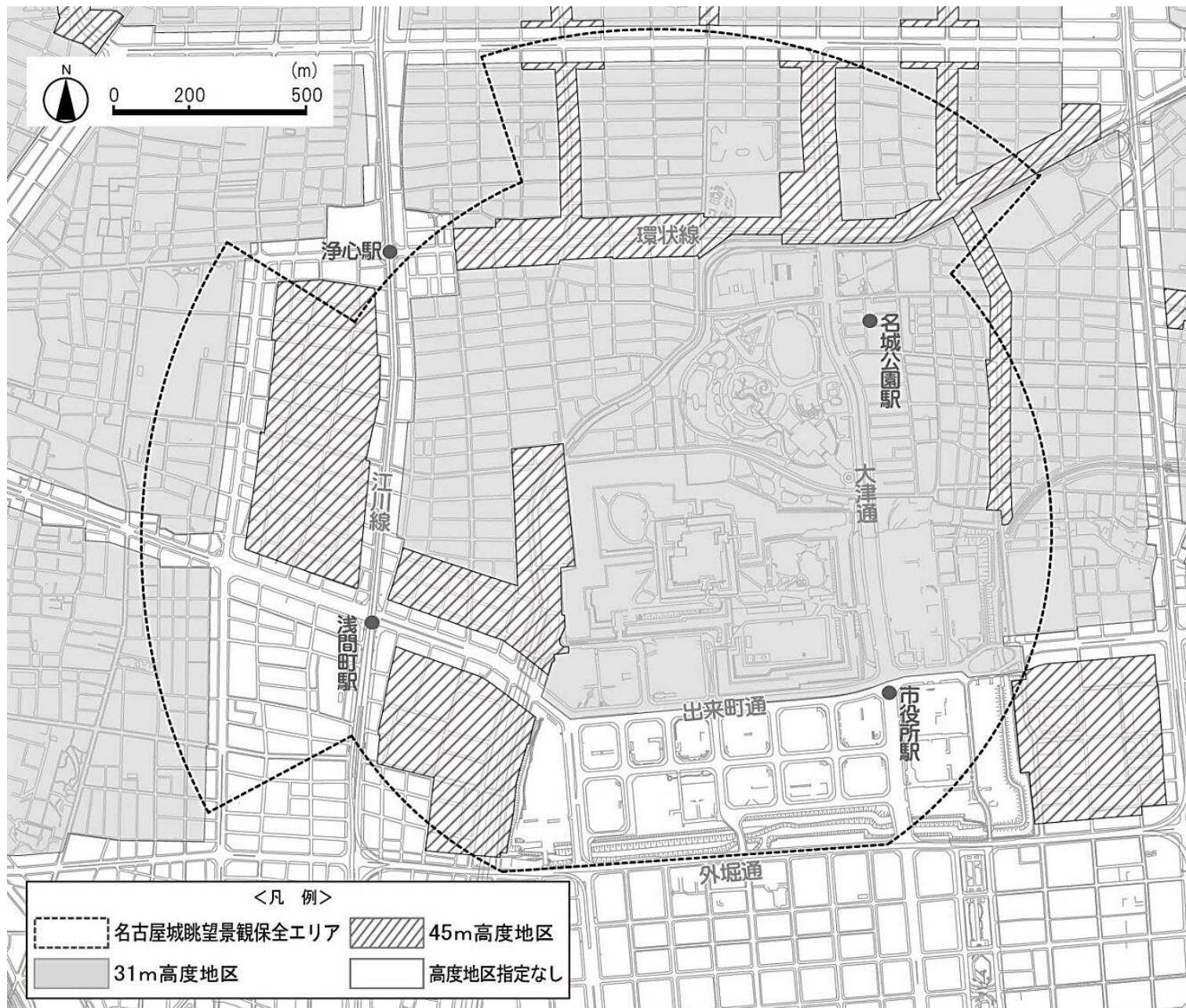
イ 行為の制限

区 分	内 容
高 さ	広告物の地上からの高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。
色 彩	彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1／2以上には使用せず、地色の明度を9.0以下とする。
照 明	点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物、夜景を阻害する高輝度の広告物は設置しない。

3 今後の予定

時 期	内 容
平成30年 9月頃	名古屋市景観計画の変更告示 屋外広告物条例施行細則改正
平成31年 3月頃	制度運用開始

(参考) 現行の高さ制限



■市民意見の内容及び市の考え方

【パブリックコメントの実施結果】

1. 期 間

平成30年5月15日(火)～6月15日(金)

2. 提出状況

提出者数:11人

意見件数:26件

1 変更内容

(1) 名古屋城眺望景観保全の方針

【市民意見の概要】

○名古屋城の周りに高層の建物を建てさせないことがどれほど重要なことなのか、そのことについて、丁寧な説明と、それに対する市民的コンセンサスが必要だと思う。

○エリア内の私権を制限する事柄なので、丁寧な説明と合意の手続きをきちんととるべきである。このパブコメや公告・縦覧だけで、だまし討ちのようなことをするのは避けるべきだ。

【市の考え方】

名古屋城眺望景観保全につきましては、名古屋城の観光資源としての価値を高めるとともに、都市魅力の一層の向上とシビックプライドの醸成を図ることにおいて非常に重要であると考えており、名古屋市広告・景観審議会において学識経験者等にご相談しながら検討を重ねてまいりました。

また、市民アンケートや関係者へのヒアリングを行いながら議論を進めてまいりましたが、今後も、新たに高さ制限がかかる地域などにチラシを配布するなど、機会を捉えて、市民や関係団体への周知をはかり、ご理解をいただけるよう丁寧な説明をしてまいります。

【市民意見の概要】

○50m規制のエリアにキャッスルホテルがあり、建て替えも噂される。キャッスルホテルは納得しているのか。個別に意向を聞いているか。

【市の考え方】

名古屋城周辺の大規模な施設につきましては、これまでも個別に名古屋城眺望景観保全の趣旨を説明してまいりましたが、今後も丁寧な説明によりご理解を得られるよう努めてまいります。

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

【市民意見の概要】

○高さに関する制限について、建物屋上に設置される**防災目的の鉄塔**は適用除外とならないのか。

○大規模建築物を対象とした行為の制限（景観形成基準）の緩和を認める場合のただし書き「市長が審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合」に関して、緩和の要件に「眺望を阻害しない」と共に「**公共的、公益的な役割を考慮して**」を盛り込むべきであり、また、この緩和を認める場合の事例を示すべきでは。

○救急・災害医療のため、ヘリポート整備を含め現状よりも病院を拡張し、今よりも高い病棟を整備すること等が必要になると考えている。今回の制限等の内容に「高度の医療を提供する機関等においてその機能を満たすために必要である場合には、市との協議のうえ例外を認めうる」という記述を追加していただきたい。

【市の考え方】

緊急時、災害時に必要となるなど、公益的な施設については必要最小限の範囲で高さ制限を超えることもやむを得ない場合があるものと考えますので、**そのように修正いたします。**

高さ制限についての適用除外の追加



緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合

【市民意見の概要】

○地域に貢献する都市機能を導入する建築物については、景観保全に配慮した上で形態意匠規制を柔軟に判断すべきだ。

○震災対策を考慮した公共的、公益的に重要な役割を持つホテルは、その貢献を考慮して、高さ規制を緩和すべきだ。

【市の考え方】

地域に貢献する機能を導入していただくことは大変ありがたいことと考えておりますが、名古屋城の眺望景観を保全するためには、名古屋城周辺の建物の高さや色彩などの制限も重要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

【市民意見の概要】

○形態意匠に関する制限について、航空法に基づく航空障害灯については適用除外とならないのか。

【市の考え方】

形態意匠に関する制限の附属施設について、他の法令等で設置が義務付けられている航空障害灯等については適用除外とするよう修正いたします。

附属施設(照明)についての
適用除外の追加



他の法令で設置が義務付けられている場合

2 その他

【市民意見の概要】

○名古屋城の木造復元、本格的城郭建築には賛成ですが、エレベーターの設置には絶対反対である。将来の国宝になるべき、歴史的建造物の復元に史実から乖離した構造物を設置する事は厳禁だ。

○名古屋城は庭園の中の平地のお城であり、今の名古屋城はどこからも見えない森の中の小城である。いくら木造の金鯱輝く五層のすばらしいお城を造っても外から見ることの出来ないお城では何にもならない。お城を外から歩いて見えるようにするために、北側のお堀の石垣の上の樹木を清州櫓の二層のひさしの高さまで切っていただきたい。また清州櫓の東側には桜の木を植えていただきたい。堀の西側の石垣の上の樹木の高さも同じように切っていただきたい。

【市の考え方】

いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

四間道都市景観形成地区の追加について

－ 名古屋市景観計画の変更 －

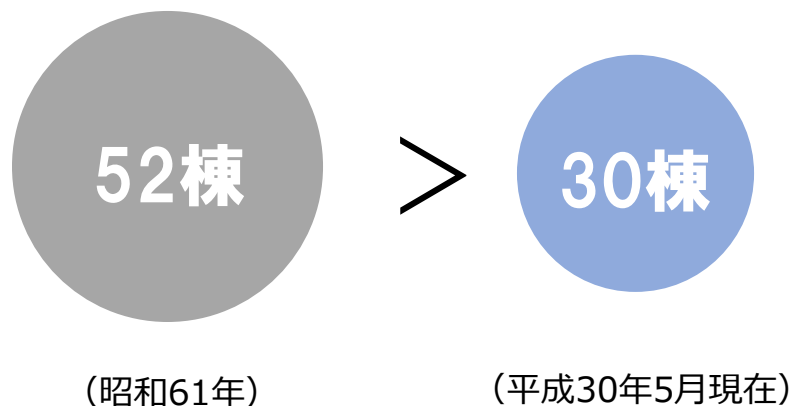
住宅都市局都市景観室
平成30年 7 月25日(水)

1 背景

(1)背景と目的

- ・ 四間道地区では、昭和61年の「町並み保存地区」指定以来、歴史的町並みの保存に取り組んできたが、伝統的建造物の減少など、町並みが徐々に変化している。また、当地区は商業地域でもあることから、将来、高い建物や派手な外観の商業施設等により歴史的町並みの雰囲気が損なわれてしまう恐れがある。
- ・ そこで、四間道地区を都市景観形成地区に指定し、景観法に基づく届出制度などにより、良好な景観形成を図ることを目指す。

【伝統的建造物の数】



(2)検討経緯

H27. 8月 ～ H29. 2月	四間道町並み保存地区見直し検討勉強会 保存だけでなく、新たな建築行為に対してもルールが必要という意見 ＝ 都市景観形成地区指定を目指すことに
H29. 6月 ～12月	四間道地区景観まちづくり懇談会 (開催5回) 地元意見を 踏まえ案を検討 ・基本方針案 ・区域案 ・景観形成基準案 
H29. 9月	四間道都市景観形成地区指定に向けた意向調査
H30. 2月	四間道都市景観形成地区指定に関わるアンケート調査
H30. 5月	地元説明会
H30. 7月	名古屋市広告・景観審議会に諮問・答申

(3)都市景観形成地区

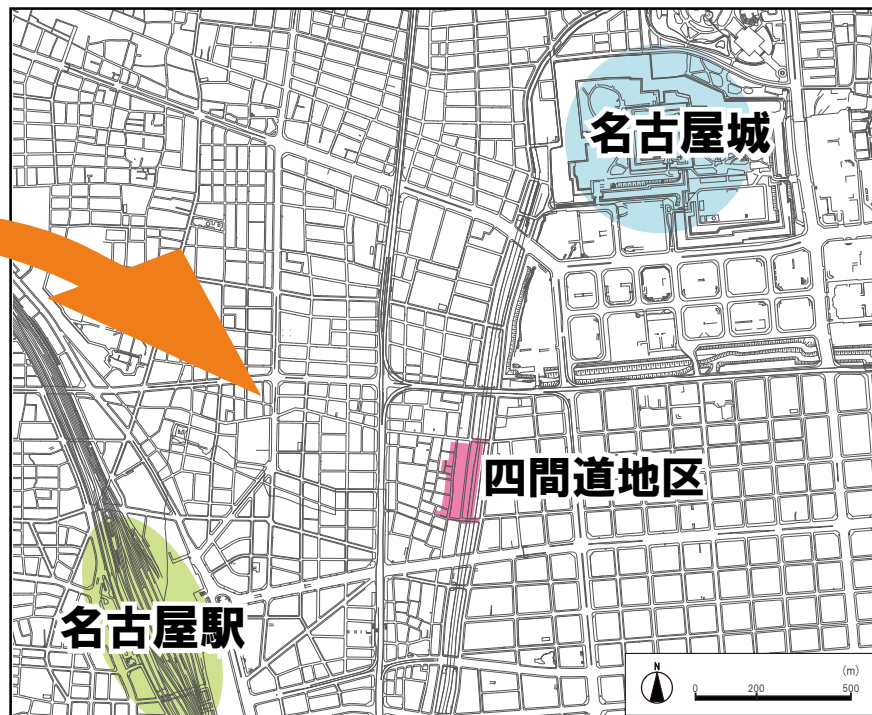
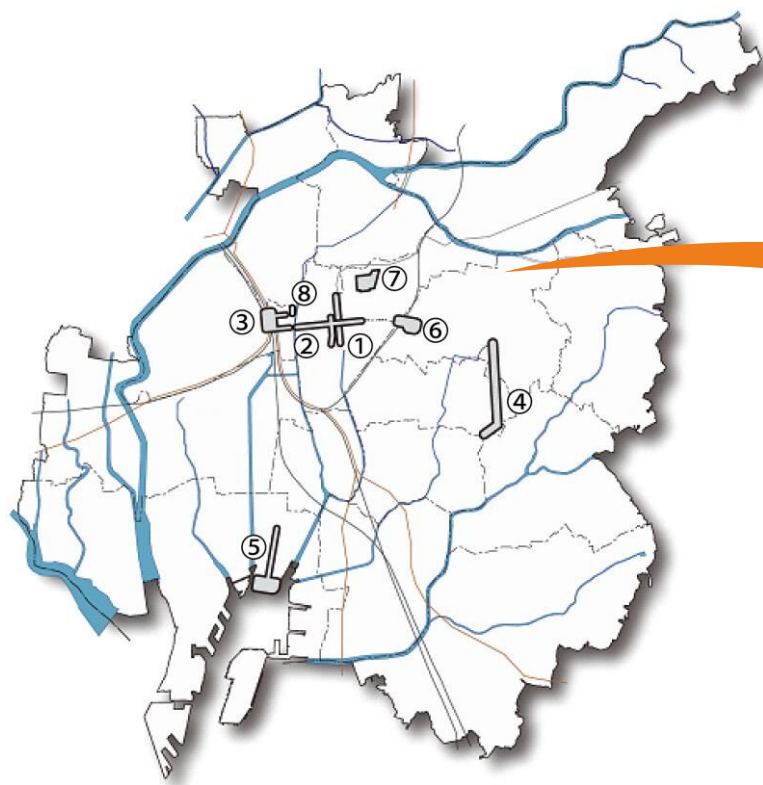
名古屋市景観計画

- ・ 景観法に基づく制度
- ・ 名古屋市全域が対象区域
- ・ 届出制度等による良好な景観形成の推進

都市景観形成地区…

特に良好な景観の形成をすすめる地区

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 久屋大通地区 | ⑤ 築地地区 |
| ② 広小路・大津通地区 | ⑥ 今池地区 |
| ③ 名古屋駅地区 | ⑦ 白壁・主税・槇木地区 |
| ④ 四谷・山手通地区 | ⑧ 四間道地区 |



2 四間道都市景観形成地区基準等の内容

(1) 区域図

円頓寺通の道路境界線から南側へ15m

子守地蔵尊前の通りの道路境界線から西側へ10m

四間道の道路境界線から西側へ15m

- 指定予定の区域
- 主要道路



(2) 景観形成の基本方針

清須越により堀川端に形成された商人町の面影が残る土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境の調和がとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とする。



(3)景観形成基準

ア 建築物、工作物に関する主な内容

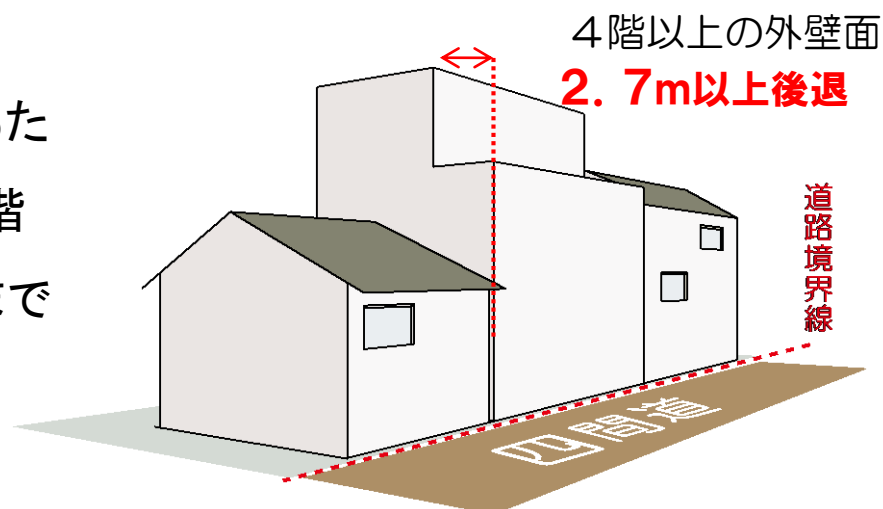
区 分	内 容
高 さ の 最高限度	20m以下とする(大船町通より東側の街区は31m以下)
壁面の位置	四間道に面する建築物の4階以上の壁面は、2.7m以上後退させる
屋 根	周囲の伝統的建造物と調和した向き、勾配となるよう努める
1・2階 部 分	・四間道に面する外壁の位置は、街並みの連続性を損なわないよう努める ・軒庇や格子の設置など、歴史的な演出に努める ・外壁の色彩は、白、黒、濃い茶を基調とするように努める
擁 壁	既存の石垣・石積みをできる限り残し、新たに設ける場合は街並みとの調和に配慮する

高さの最高限度

- ・ 建築物の高さは、(建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。)は**20m以下**とする。ただし、大船町通より東側の街区において、建築物の壁面を十分に後退させ、街並みとの調和に配慮されたものについては、**31m以下**とする。
- ・ 工作物の高さは、建築物の高さの最高限度を超えないこととする。

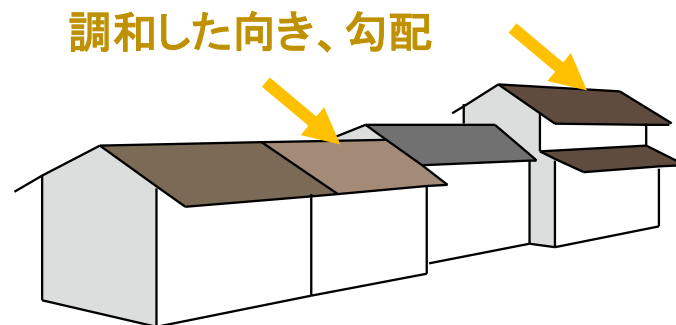
壁面の位置

- ・ 道路からの圧迫感を軽減するため、四間道に面する建築物の4階以上の外壁面から道路境界線までの距離は2.7m以上とする。



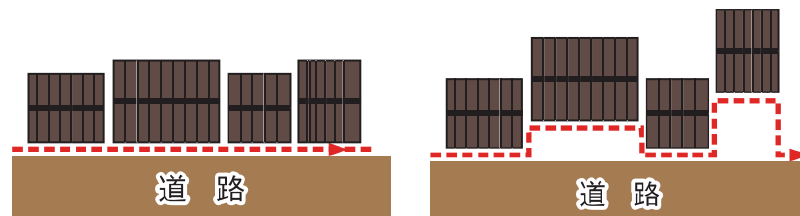
屋根

- ・ 屋根の形状は、切妻屋根とするなど、周囲の伝統的建造物と調和した向き、勾配となるよう努める。



1・2階部分

- ・ 四間道に面する建築物の1・2階部分の外壁は、伝統的建造物や既存の石垣の位置にそろえるなど、連続性を損なわないよう努める。
- ・ 建築物の1・2階部分には、軒庇や開口部に格子を設置するなど、歴史を感じさせる演出に努める。
- ・ 建築物の1・2階部分の外観の色彩は、白、黒、濃い茶を基調とするよう努める。



(3)景観形成基準

イ 屋外広告物に関する主な内容

区 分	内 容
基本事項	自家用広告物とするなど
色 彩	彩度を用いて色彩を規制する
屋上広告 壁面広告 突出広告 地上広告	広告物の種類ごとに、必要最小限となるよう設置位置、大きさや数量を数値で規制する

基本事項

屋外広告物

- ・ 広告物は、地区のイメージを高めるよう質の高い落ち着いたデザインとする。
- ・ 広告物は、自家用広告物とする。ただし、公共性の高いもので、街並みに調和するよう景観デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

地区のイメージを高める広告物



例：色彩に配慮された広告物



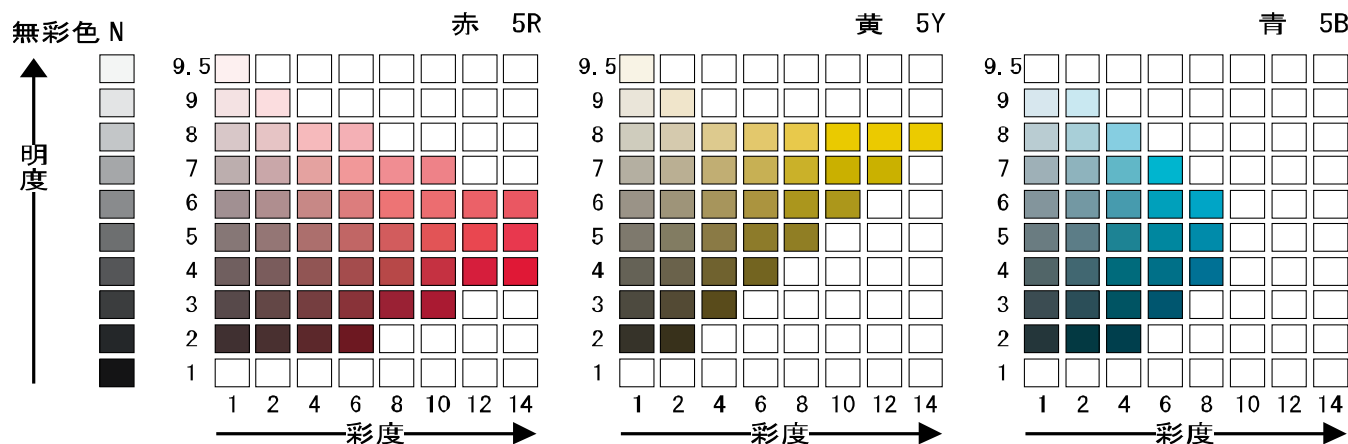
例：大きさや素材に配慮された広告物

自家用広告物とは、建物の名称や、入居しているテナントの店名・社名、それらが扱っている商品を表示する広告物のことです。他の場所で行われている事業名などは掲出できません。



色 彩

- ・ 彩度12を超える色は使用しない。
- ・ 彩度6を超える色は表示面積の1／3以上、または地色に使用しない。



屋上広告

屋外広告物

- ・ 屋上広告は設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が 2m^2 以下で、下端の高さが 5m 以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

1つの表示面積
 2m^2 以下

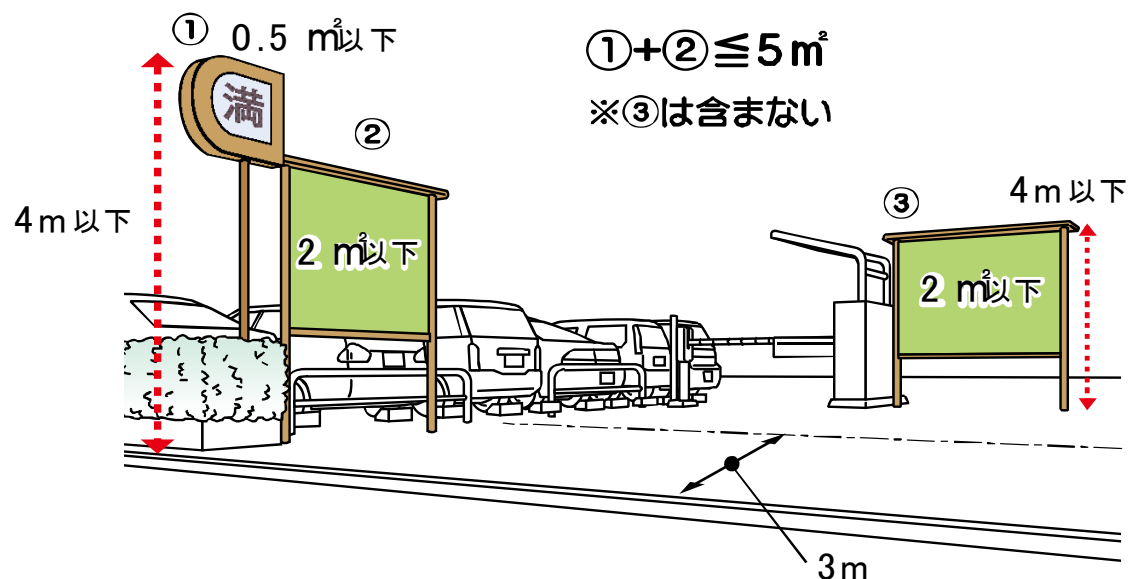
下端の高さ
 5m 以下



地上広告

屋外広告物

- ・ 主要道路上空に突き出さない。
- ・ 地上からの高さは4m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2m²以下とする。
- ・ 主要道路の道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は5m²以下とする。



3 今後の予定

平成30年 9月頃	名古屋市景観計画の変更・告示 屋外広告物条例施行細則改正
平成31年 3月頃	制度運用開始